

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十一月二十八日奈良県指令建第九二―一三六号

平成二十六年九月十一日奈良県指令建第九二―一三六―一号

平成二十六年十月二十日奈良県指令建第九二―一三六―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十二日建第八三三八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十二日建第五〇一七号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市喜里が丘一丁目一九八番九二及び一九八番九三並びに喜里が丘二丁目二〇一番一七、二〇一番一一九、三四二番一、三四二番九、三四二番一〇、三四二番一一、三四二番一二、三四二番一三、三四二番一四、三四二番一五、三四二番一六、三四二番一七、三四二番一八、三四二番一九、三四二番二〇、三四二番二一、三四二番二二、三四二番二三、三四二番二四、三四二番二五、三四二番二六、三四二番二七、三四二番二八、三四二番二九、三四二番三〇、三四二番三一、三四二番三二、三四二番三三、三四二番三四、三四二番三五及び二四〇九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三碓二丁目一番九―一号

中田秀建設株式会社 代表取締役 中田秀一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市喜里が丘二丁目二〇一番一一九、三四二番一及び三四二番九

公園 生駒市喜里が丘一丁目一九八番九二及び喜里が丘二丁目三四二番一

下水道 生駒市喜里が丘二丁目三四二番一及び三四二番九の各一部

水路 生駒市喜里が丘二丁目三四二番一〇

- 一 許可番号
平成二十六年七月十四日奈良県指令建第九四―五八号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十二日建第八三三九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十二日建第五〇一八号
開発区域に含まれる地域
- 三 開発区域に含まれる地域
香芝市上中一〇九番一及び一〇九番六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町一番地の四
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合浩
- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 香芝市上中一〇九番六
下水道 香芝市上中一〇九番六の一部

- 一 許可番号
平成二十六年五月二十九日奈良県指令建第九四―三三三号
平成二十六年九月二十二日奈良県指令建第九四―三三一―一号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十三日建第八三四〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十三日建第五〇一九号
開発区域に含まれる地域
- 三 開発区域に含まれる地域
橿原市五井町二〇一番一、二〇一番五、二〇一番六、二〇一番七、二〇一番八、二〇一番九及び二〇一番一〇
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市三条大路一丁目一〇番五〇号 協栄ビル
株式会社協栄ホーム 代表取締役 久保西勇治
- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 橿原市五井町二〇一番九
下水道 橿原市五井町二〇一番九及び二〇一番一〇の各一部
水路 橿原市五井町二〇一番一〇

一 許可番号

平成二十六年八月二十九日奈良県指令建第九四―七九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十三日建第八三四一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十三日建第五〇二〇号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市五位堂三丁目六〇八番一及び六〇八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂一丁目三四二番地一

杉本剛士

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市五位堂三丁目六〇八番七

一 許可番号

平成二十六年六月六日奈良県指令建第九四―一五号

平成二十六年九月十一日奈良県指令建第九四―一五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十三日建第八三四二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十月二十三日建第五〇二二号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市忍海九六番一、九八番一、九八番二及び九八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字結崎四八九番地の一三

さくらホーム株式会社 代表取締役 家永哲夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市忍海九六番一及び九八番二の各一部

公園 葛城市忍海九六番一の一部

下水道 葛城市忍海九六番一及び九八番二の各一部

水路 葛城市忍海九六番一の一部